

緑園五丁目自治会  
役員、班長各位

令和6年5月12日  
緑園五丁目自治会長  
防災防犯部長  
福利厚生部長

## 地震災害発生時の「安否確認」活動要領について

地震災害発生時における緑園五丁目各ご家庭の安否については、令和元年10月から別添「災害時安否確認カード」を活用して運用しているところです。

令和 年度の班長を担当されます皆様には、地震発生時にご担当班内のご家庭の安否確認を行っていただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 安 否 確 認 要 領

- 1 横浜市のどこかで「震度5強以上」の地震が発生した場合、第一にご自身及びご家族の安全を確認してください。
- 2 ご自宅とご家族が無事でしたら、ご自宅の門扉に「安否確認カード」を掲出してください。
- 3 次に担当班内の各ご家庭を巡回し、「安否確認カード」が掲出されているかを確認してください。
  - (1) 「安否確認カード」が掲出されていないご家庭があった場合は、インターホンを押したり、玄関ドアをノックしたりして安否確認を行ってください。
  - (2) 要救助者を確認した場合は、直ちに「緑園五丁目防災本部」（北ノ入公園に設置）に報告するとともに、付近住民と協力して救助活動を行ってください。
- 4 班内の安否確認が終了しましたら「緑園五丁目防災本部」に報告してください。  
なお、現行の災害時要援護者支援活動（緑園五丁目『キズーナ』）については、災害時に『キズーナ』の地域支援者が登録要援護者宅を訪問して、安否確認を行います。皆様には従来どおり「災害時安否確認カード」或いは「黄色のタスキ」の確認をお願いいたします。

\* ご不明な点がございましたら、防災防犯部長 までご連絡ください。

改訂履歴

改訂	改訂日	備考
A 版	令和 6 年 5 月 12 日	